

# 時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

株式会社アイ・ポート(以下「会社」という)と従業員過半数代表者 藤浪洋子 は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働(以下「時間外労働」という)及び法定休日の労働(以下「休日労働」という)に関し、下記のとおり協定する。

記

## 第1条(時間外・休日労働の必要のある具体的事由)

時間外労働及び休日労働の必要のある事由は、次の場合とする。

- ① 受注した作業量が通常の労働時間の勤務では処理できないときが明らかなとき
- ② 納期が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- ③ 時期的、季節的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- ④ 月末、期末等の納期、検査、生産、棚卸、集金、経理事務等の業務繁忙なとき
- ⑤ 突発的な緊急業務が発生し集中的に処理しなければならないとき
- ⑥ 送迎依頼の集中により業務繁忙なとき
- ⑦ その他前各号に準ずる事由が生じたとき



## 第2条(時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び労働者数)

時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び労働者数は次のとおりとする。

区分	業務の種類	対象労働者数
Aグループ	営業	100人
	事務	100人
	設計	50人
	接客	100人
	清掃	100人
	介護	50人
	製造	200人
	組立	100人
	加工	200人
	検査	100人
Bグループ (1年単位の変形労働時間制)	飲食料品製造	2人
Cグループ	送迎	3人

### 第3条（時間外労働の限度）

この協定により延長することができる労働時間の限度は、法定の1日の実労働時間が8時間、1週40時間を超えて延長する労働時間とし、具体的には次のとおりとする。なお、起算日は、1ヶ月については毎月1日、1年については毎年11月1日とする。

区分	1日	1ヶ月	1年間
Aグループ	5時間	45時間	360時間
Bグループ	6時間	42時間	320時間

### 第4条（労働することができる休日）

この協定によって労働することができる休日並びに始業、終業時刻は次のとおりとする。

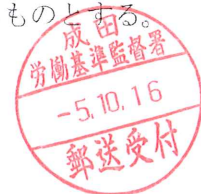
区分	日数	始業時刻	終業時刻
Aグループ	1ヶ月に3日	午前8時30分	翌日午前8時30分
Bグループ	1ヶ月に2日	午前8時00分	午後5時00分
Cグループ	1ヶ月に5日	午前6時00分	午前8時00分
		午後6時00分	午後8時00分

### 第5条（特別延長時間）

第3条の規定にかかわらず、労働者に以下に定める緊急やむを得ない事態が発生した場合は、労働者代表に対する事前の通知をしたうえで、特別延長時間を適用するものとする。

- ① 機械・設備等の緊急修理・補繕等の場合
- ② 予想を超える大量受注の場合
- ③ 納期が逼迫した場合
- ④ 大規模なクレームやトラブルが発生した場合
- ⑤ 決算期で、特別延長時間を適用しないと決算の処理に間に合わないとき

2. 特別延長時間は、1ヶ月80時間、1年720時間とする。
3. 特別延長時間の適用回数は1年のうち6回までとする。
4. 時間外割増賃金は、1ヶ月45時間までの時間は2割5分、45時間を超え60時間以内は2割5分、60時間を超える場合は2割5分とし、1年360時間を超える場合は2割5分とする。
5. 特別延長時間を適用させる労働者の健康及び福祉を確保するため、会社は必要に応じて産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせるものとする。



### 第6条（有効期間）

本協定の有効期間は令和5年11月1日から令和6年10月31日までとする。

以上

令和 5年10月13日

株式会社アイ・ポート 代表取締役 小林 良雄



株式会社アイ・ポート 従業員代表

藤浪 洋子

